中間前金払の手続き

＜　雲仙市　＞　　＜　受注者　＞

入　　札

落札者の決定

中間前金払及び部分払のいずれかを選択（契約締結前に申出）
※部分払は契約金額が 1,000 万円以上の建設工事が対象です。

工事発注担当課と受注者の打合せのうえ契約書を作成

契　約　の　締　結

前金払の支払い

前　　金　　払
（契約金額の 100 分の 40 以内）

部分払選択から変更する場合

変更しない場合

※既に部分払を受領している場合は変更できない

部分払からの選択変更届出

変更届出の受付

変　更　契　約　の　締　結

認定請求書・工事履行報告書の提出
①既に前金払を受けていること。
②工期が２分の１を経過していること。
③工程表により工期の２分の１を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること。
④既に行われた作業に要する経費が請負代金額の２分の１以上の額に相当するものであること（出来高が５０%以上であること）。

申請内容の確認

認定調書の作成・発行

※請求受理から７日以内

保証契約申込

保証事業会社
（保証証書）

中間前金払請求
・請求書
・保証書

請求書の受領
中間前金払の支払い

※請求受理から２０日以内

受　　領